

平成29年度 日本学生支援機構 優秀学生顕彰 募集要項

日本学生支援機構が作成した募集要項に提出締切日・提出場所等を大学が追記した内容です。

1. 目的

この事業は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に寄せられた寄附金を財源に、経済的理由により修学に困難がありつつも、学術、文化・芸術、スポーツ及び社会貢献の各分野で優れた業績を挙げた学生及び生徒（以下「学生」という）を顕彰し、奨励・支援することにより、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的とする。

2. 応募資格及び分野

我が国の大学（学部に限る）、短期大学、高等専門学校第4学年以上、専修学校専門課程（以下「学校」という）に在籍し、機構の奨学金を受給している者又は機構の奨学金を受給していないが、日本学生支援機構奨学規程第2条（奨学生の資格）に該当し、機構の第二種奨学金の推薦基準（注1）を満たしていると学校長が認める者で、かつ現在在籍中の学校（注2）における業績（注3）について、次に掲げるA・B・C・D・E・Fのいずれかの条件に該当する学生とする。

（注1）第二種奨学金の推薦基準

◆学力基準：次のいずれかに該当する者

- ①学業成績が平均水準以上と認められる者
- ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者
- ③学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

◆家計基準：年収・所得の上限額(目安)は以下のとおり

(大学・自宅通学・4人世帯の目安)

	給与所得者	給与所得者以外
私立	1,163万円	735万円

※応募者が日本学生支援機構の奨学生でない場合、父母等家計支持者の所得証明が必要

（注2）[対象外となる場合]

- ・現在在籍中の学校以外の課程で挙げた業績については対象外とする。ただし、短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程から大学に編入学した場合、又は、転学した場合は、編入学前・転学前の当該学校での業績については対象とする。□
- ・一度大学院に入学した者。
- ・学部を卒業した者。

（注3）資格の取得又は検定の結果のみを業績として申請することは不可とする。

A.学術分野：次の①又は②に当てはまる者

- ① 国際的又は全国的規模の学会等での発表において、優れた功績が認められる者。
 - ② 国際的又は全国的規模の学術誌への掲載等において、優れた功績が認められる者。
- なお、複数人での研究の場合は、上記①について第1発表者、上記②について第1著者に限定する。

B.文化・芸術分野：次の①②③のいずれかに当てはまる者

- ① 国際的コンクール等で入賞（入選）以上の成績もしくはそれと同等の成績を収めた者。
 - ② 日本を代表する全国的規模のコンクール等で、特に優れた成績（最高位もしくはこれに準ずる成績）を収めた者。
 - ③ 行政機関や公益団体等から、特に優れていると高い評価を得た者。
- なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

〈文化・芸術分野の例〉

・音楽・美術・デザイン(絵画・ファッション・アート・ヘアメイク等)・文化(囲碁・将棋・書道・珠算等)

C.スポーツ分野：次の①又は②に当てはまる者

- ① オリンピック、パラリンピック、その他の国際的なスポーツ競技会等で優秀な成績を収めた者。
- ② 国民体育大会等の全国的スポーツ競技会等で、特に優れた成績(最高位もしくはこれに準ずる成績)を収めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

D.社会貢献分野：①に該当し、かつ、功績が②③④のいずれかに当てはまる者

- ① 自らの発案・活動により、他者や公共の利益に尽くした者
- ② 行政や民間の公益団体等の公的な機関から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得た者。
- ③ 新聞・雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得た者。
- ④ 前記②③に準じた功績等で同等の評価ができると在籍する学校長が認めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

＜社会貢献分野の例＞

・震災ボランティア活動・福祉施設への訪問活動・キッズスクール実行委員

E.産業イノベーション・ベンチャー分野：①に該当し、かつ、功績が②③④のいずれかに当てはまる者

- ① 実生活に役立つものづくり、ユーザー視点の起業の発案又は実現、ビジネスモデルづくり等、新たな産業の発展に資する活動をした者
- ② 行政機関や公益団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得た者。
- ③ 新聞・雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得た者。
- ④ 前記②③に準じた功績等で同等の評価ができると在籍する学校長が認めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

＜産業イノベーション・ベンチャー分野の例＞

・実用的な(社会に有用な)コンピューターソフト開発
・地域の資源(又は伝統等)を活かした商品の開発
・地域活性ビジネスモデルの提案

(商店街の活性化、大学等を活用した地域起業支援策、地域の問題を解決するコミュニティ・ビジネス等)

F.国際交流分野：①に該当し、かつ、功績が②③④のいずれかに当てはまる者

- ① 国内外で、異文化と接点のある活動をし、相互理解の場を広げた者。
- ② 行政機関や公益団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得た者。
- ③ 新聞・雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得た者。
- ④ 前期②③に準じた功績等で同等の評価ができると在籍する学校長が認めた者。

なお、団体での活動の場合、その活動において最も中心的な役割を果たした者に限定する。

＜国際交流分野の例＞

・外国の子どもへの学習支援・スポーツイベント開催を通じての国際交流・ボランティア通訳団体設立
・語学(プレゼンテーション・ディベート等)・海外の学生団体との国際会議主催

3. 奨励金

大賞：50万円、優秀賞：30万円、奨励賞：10万円

4. 本学における提出締切日・提出先

締切日：2017年8月25日(金) 17:00まで

提出先：所属キャンパス学生オフィス

窓口時間 月～金 9:30～12:30、13:00～17:00(火曜日のみ12:30～17:00)

※8月11日～21日は夏季休暇中のため、閉室しています。

※提出にあたっては、書類(用紙)の提出だけでなく、電子データの提出も必要となりますので、応募される方は事前に学生オフィスに相談してください。

※日本学生支援機構のHPでは、「機構への関係書類の提出期限は、平成29年8月31日(木)(消印有効)」と記載されていますが、大学で書類を取りまとめて機構へ推薦しますので、上記大学の設定する締切日を厳守してください。

5. 入賞者の決定及び通知

応募者の実績及び将来構想等などの観点から、選考委員会の厳正な審査のうえ入賞者を決定し、推薦のあった大学等の長宛に結果を通知するとともに、機構のホームページ等で公表する。

6. 表彰式

表彰式は大賞・優秀賞に入賞した者を対象として行い、機構理事長より表彰状及び奨励金(目録)を授与する。奨励金の授与については、在籍する学校を通じて行う。

表彰式開催日 平成29年12月9日(土)

※表彰式に出席できない受賞者は、受賞を辞退いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

7. 入賞者の会

本顕彰の入賞者は、「JASSO 顕彰学生の会 JASSO Students of the Year Alumni Association (JASSO YAA/ジャッソ・ワイエイエイ)」の会員となる。

※会員には機構の広報活動へのご協力をお願いすることがあります。

< 提出書類及び電子データ >

書類は『機構ホームページ』からダウンロード



<http://www.jasso.go.jp/about/organization/kensyo/youkou.html>

※提出された書類等は返却しません。

※次ページからは参考資料・記入例等です。かならず上記HPから用紙をダウンロードして使用してください。

※日本学生支援機構の奨学生でない場合、**父母等家計支持者の所得証明書**の提出が必要になります。日本学生支援機構奨学金を受給していない方は、学生オフィスにご相談ください。

提出書類等について

1. 提出書類等の作成

応募者は学校に必要な書類等を提出し、学校担当者はそれを確認のうえ、応募資格を満たす者を機構に推薦してください。推薦の際は「推薦書」を作成し、応募者の書類等を取りまとめて機構に郵送してください。詳しくは以下の表を参照してください。

書類は機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/about/organization/kensyo/youkou.html>)からダウンロードしてください。電子データの提出には、CD又はDVDをご使用ください。

※提出された書類等は返却しません。

2. 提出書類等の数と注意点

応募には、以下の書類・電子データが必要です。提出書類等に不備があった場合は審査の対象外となります。提出が必要な書類等については以下の表を参照のうえ、学校担当者は応募者からの提出物に不備がないか確認し、取りまとめて機構に提出(推薦)してください。

	提出するもの	提出数		提出上の注意点
		紙	データ	
学校担当者	推薦書 (別紙様式1-1)	1	-	<ul style="list-style-type: none"> 「学校長の氏名」欄には学校長名を記入し、公印を押印願います。 学校番号は奨学金事務で使用している番号を記入してください。 当機構の奨学生でない学生を推薦する場合は、収入証明一覧を記入し、証明書類をあわせて提出してください。
	収入証明一覧 (別紙様式1-2)	1	-	
	申請書 活動記録記入票 将来構想記入票 業績記入票	-	1	<ul style="list-style-type: none"> 応募者全員から提出された「申請書」「活動記録記入票」「将来構想記入票」「業績記入票」の電子データを1枚のCD又はDVDに保存して提出書類とともに郵送してください。
学校担当者が取りまとめて機構に提出	申請書 (別紙様式2)	各1	1	<ul style="list-style-type: none"> 「申請書」は「記入例」(P. 7)を参照して記入してください。(奨学生以外は収入証明添付) 「業績記入票」は業績記入票裏面の「応募上の注意点」を参照して記入してください。 署名欄への記入は紙に印刷したもののみで結構です。 指導教員等記入欄は応募者以外の方が記入します。応募者の業績について記入できる方であれば、学外の方でも結構です。 また、団体での活動の場合は、必ず指導教員等が「応募者の果たした役割について」を記入してください(D・E・F分野は応募者が業績記入票(2)に記入してください)。 「申請書」「活動記録記入票」「将来構想記入票」「業績記入票」は電子データでも提出してください。 アンケートの提出をお願いしております。選考には影響しません。電子データのみで結構です。
	活動記録記入票 (別紙様式3)			
	将来構想記入票 (別紙様式4)			
	業績記入票 (別紙様式5-A~F)			
アンケート				
業績を証明する資料	書類	5	-	<ul style="list-style-type: none"> 「業績記入票」に記載した業績を証明する資料を必ず添付してください。 業績記入票裏面の「応募上の注意点」を参照してください。 資料は各5部提出してください。
	動画・音声等の電子データ	-	5	<ul style="list-style-type: none"> 該当者のみ提出してください。 動画・音声等の電子データはCD又はDVDで提出してください。(音質の鮮明なもの) 複数ある場合は、1枚のCD又はDVDにまとめ、5枚コピーしてください。

3. 業績を証明する資料について

・表彰状がない場合 …公式ホームページなどに掲載されている業績を印刷したものでも結構です。

・団体での入賞等の場合 …応募者が団体の一員であることが確認できる資料を添付してください。

※団体での活動等の場合、応募できるのは最も中心的な役割を果たした者となります。

・応募者の名前などが入っている資料(新聞記事など)を添付する場合

…分かりやすいように名前や業績部分に傍線を引いて下さい。

・添付する資料は、「業績記入票」に記載してあるものに関わる資料のみとし、業績に関係のない資料は添付しないでください。

この申請書は、電子データと紙に印刷したものを両方を提出する必要があります。機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/about/organization/kensyo/youkou.html>)からダウンロードしてください。

受付番号(機構記入欄)

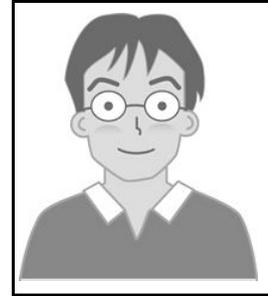
平成29年度 日本学生支援機構 優秀学生顕彰 申請書

独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 殿

平成29年度日本学生支援機構優秀学生顕彰募集要項に基づき、
下記のとおり申請します。

申請者署名 学支 太郎

※紙で提出するものにはデータ入力不可。手書きで署名。



記

※選択する項目は 内に該当する数字を記入してください。

① 学校区分※	1. 大学学部 2. 短期大学 3. 高等専門学校 4. 専修学校専門課程			1	
② 学校名	学生支援大学				
③ 学部学科等名	(正式名称、専攻・コースなどがある場合も全て記入) 工学部 情報工学科 情報コース				
④ 学籍番号	A1001	⑤ 入学年月 西暦	2014 年 4 月	⑥ 学年	4 年
⑦ 留年している場合の事由※	1. 病気 2. 留学 3. ボランティア				
⑧ 学歴 (高等学校～ 現在在学中)	2011 年 4 月 ～ 2014 年 3 月	学生支援大学附属学生支援高等学校			
	2014 年 4 月 ～ 2017 年 8 月	学生支援大学(在学中)			
	年 月 ～ 年 月				
⑨ 氏名	カナ ガクシ タロウ	⑩ 性別※	1. 男 2. 女	1	
	漢字 学支 太郎	⑪ 生年月日	西暦 1995 年 5 月 11 日		
⑫ 住所	〒 162 - 8412	アパート・マンション名			
	東京都新宿区市谷本村町10-7	市谷アパート101	号室		
⑬ 応募分野※	1. 学術 2. 文化・芸術 3. スポーツ 4. 社会貢献 5. 産業 6. 国際			1	
⑭ パソコン E-mailアドレス	t-gakushi@gakusei.ac.jp	⑮ 携帯電話 E-mailアドレス	t-gakushi@keitai.ne.jp		
↑ 入賞後の連絡手段としてメールを使用いたします。すぐに連絡の取れるアドレスを記入してください。					
⑯ 携帯電話番号	090-1234-5678	⑰ 自宅電話番号	03-1234-5678		
⑱	業績の要約(業績記入票に記入した業績を100字以内で要約して記入してください。)				
	【記入例】業績記入票(別紙様式5)「応募上の注意点」を参照 注: ホームページ等で入賞者を紹介する際に使用します。 (参考) http://www.jasso.go.jp/about/organization/kensyo/result/h28.html なお、記載いただいた内容は本機構で修正させていただく場合がありますので、ご了承ください。				

▼以下のいずれかに記入してください

日本学生支援機構の奨学生の方(複数受給の場合は全て記入)			奨学金貸与のない方(○を記入)	
奨学生番号	61404111111	61704990000	81404777777	収入証明添付
業績記入票に記入した業績でこれまでに賞金を得た方		過去に本顕彰で受賞している方 : 2015 年度		
賞金の総額	100,000	円	応募分野: 学術	分野/賞名: 奨励 賞

ご提出いただいた情報は、本顕彰にのみ利用します。その他の目的には利用されません。ただし、受賞者については、写真、氏名、学校名、学部学科等名、学年、業績の要約、業績記入票の記載内容を機構のホームページ・機関誌等に掲載するなど、機構の広報に使用場合があります。

募集要項に関する Q & A

Q1. 「2. 応募資格及び分野」について、大学院生は対象になりますか。

A1. 大学院生は対象としていません。大学院生には、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けた学生のうち、在学中に特に優れた業績をあげた大学院生を対象として、貸与期間終了の時に返還を免除する制度があるためです。

Q2. 外国人留学生は対象になりますか。

A2. 外国人留学生は対象としていません。本顕彰の対象者は機構の奨学生の資格に準拠しているためです。なお、私費外国人留学生に対しては文部科学省外国人留学生学習奨励費という奨学金給付事業を実施しています。

Q3. 現在、休学している者は、推薦できますか。

A3. 「2. 応募資格及び分野」に合致し、学校長が推薦に値すると認める場合、推薦できます。

Q4. 留年中の者は、推薦できますか。

A4. 原則として推薦できません。ただし、成績自体には問題なく、学籍異動(休学・留学等)のため、同一学年を引き続き履修し、かつ、学校長が推薦に値すると認める場合、推薦できます。

Q5. 現在、専攻科に属している者は、推薦できますか。

A5. 本科を卒業した者及び本科卒業同等の者のみを対象とする専攻科であれば、推薦できます。

Q6. 日本学生支援機構以外の奨学金を受けていますが、所得証明の提出は必要ですか。

A6. 必要です。日本学生支援機構の奨学生以外の方は、必ず提出してください。

Q7. 「2. 応募資格及び分野」のAについて、「学会等での発表」とありますが、学会以外にはどのような場合が含まれますか。

A7. 国際的又は全国的規模の大会、コンクール等で、優秀な成績を収めた場合も含まれます。ただし、複数人での研究の場合は、最も中心的な役割を果たした者に限定します。

Q8. 「2. 応募資格及び分野」のAについて、業績掲載の学術誌は、学校の年報、紀要及び学内誌も認められますか。

A8. 寄稿者が当該学校の教職員、学生に限定されているものは対象になりません。国際的又は全国的規模で、原則として査読付きの学術誌が対象となります。

Q9. A 学術分野とE 産業イノベーション・ベンチャー分野の違いはどのような点ですか。

A9. A 学術分野は研究を主体とし、全国規模の学会発表や学術誌の掲載等の業績が必要となります。E 産業イノベーション・ベンチャー分野は、実生活に役立つものづくり、ユーザー視点の起業の発案又は実現、ビジネスモデルづくり等、新たな産業の発展に資する活動をした者を対象とします。なお、ボランティア活動、NPO 活動は社会貢献分野となります。

Q10. D 社会貢献分野とF 国際交流分野の違いはどのような点ですか。

A10. D 社会貢献分野は自らの発案・活動により、他者や公共の利益に尽くした者が対象となります。

F 国際交流分野は、国内外で、異文化と接点のある活動をし、相互理解の場を広げた者が対象となります。

Q11. 「2. 応募資格及び分野」のD・E・F について、業績掲載の「新聞・雑誌等」の種類には、学内の新聞や学内機関紙も含まれますか。

A11. 一般に誰もが目にすることができる新聞等は可としますが、学内の新聞や学内機関紙は不可とします。

Q12. ボランティア等の社会貢献の成果については、どのような観点から評価されるのでしょうか。

A12. 学生の自主的な活動で、新しい形態を切り開くなど、その先導性、独創性などに着目して評価します。また、社会貢献の内容だけではなく、将来構想等記入票に記載いただいた内容にも重点をおいて評価します。

Q13. 機構への提出書類に不備を見つけました。改めて提出できるでしょうか。

A13. 再提出は受け付けません。不備があった場合は審査の対象外となります。

Q14. 受賞決定の時期はいつごろですか。

A14. 11 月下旬に学校宛に通知します。また、ホームページにも受賞者を掲示します。なお、大賞・優秀賞受賞者には、表彰式の案内を含めて、本人宛に決定結果を通知します。

Q15. 表彰式には、必ず出席しなくてはなりませんか。

A15. 大賞・優秀賞受賞者を対象として表彰式を開催します。必ずご出席ください。対象者には機構の定める交通費を支給します。ただし、世界大会出場など、真にやむを得ない理由がある場合には、欠席理由を提出の上、表彰式へのビデオメッセージや手紙等での参加に代えることができます。これらの参加協力がいない場合は、受賞をご辞退いただきます。

Q16. 受賞した場合、奨励金は、どのように給付されますか。

A16. 受賞決定通知後に、受賞者本人の指定した銀行口座に振り込みます。

Q17. YAA とは何ですか。

A17. 「JASSO 顕彰学生の会 JASSO Students of the Year Alumni Association(JASSO YAA/ジャッソ ワイエエイ)」の略称で、優秀学生顕彰受賞者間の交流や情報交換を図り、もってその輪を広げてゆくことを目的として設立された会です。本顕彰の受賞者が会員となります。会員には機構の広報活動へのご協力いただくことがあります。(広報課活動の例:JASSOホームページ後輩学生への応援メッセージ)

Q18. 過去の受賞者が同分野において別の業績で応募することはできるのでしょうか。

A18. 過去の受賞者の同分野への応募については、より上位の賞に該当する場合のみ受賞の対象とします。よって、すでに大賞を受賞した者については、応募資格がありません。